

西宮市後期高齢支援システムの運用保守業務に係る前提条件

本業務の提案にあたっては、システム導入後令和13年度末までのシステムの保守運用業務の費用についても提案を求めているため、以下にその前提条件を記載する。

1.1. システム上の制約条件等

「西宮市後期高齢支援システムの標準準拠システム移行業務提案仕様書」の3.3で示した前提条件及び制約条件及び3.4で示したデータ連携の要件と同様とする。

1.2. 作業における詳細要件

運用、保守、廃棄の各作業における詳細要件を次に示す。

1.2.1. 運用フェーズ必須要件

本システムを正常に稼働させるために必要な作業を行う。また、本業務の目標達成に向けた業務の改善策を立案し、実行する。

(1) システム運用

受託者は、別添5「運用・保守時の役割分担」に定める運用作業を本市の指示により実施するものとし、受託者が当該作業を行った場合は、その作業内容を記録し、本市に報告すること。また、この作業により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類（手順書等）及び構成情報を最新の状態に保つものとする。この手順については本市との協議の上、プロジェクト計画書として別途定めること。

(2) 作業要員（初回）

運用開始初年（令和9年1月から令和9年12月末まで）にあつては、不測の事態にも対応できるよう、初回イベントへの立会いに係る作業要員について十分な配置を見込むこと。また、運用に係る要員は常駐であることを要しないが、市の開庁日においては、トラブルや問合せに即応できるよう、1名以上の必要な要員配置を見込むこと。

(3) 作業要員（2回目以降）

運用開始1年経過以降（令和10年1月以降）は、年次・月例のイベント等について対応できるよう要員の配置を見込むこと。また、緊急時には早急に対応できる体制を整えること。

1.2.2. 保守フェーズ必須要件

本システムに不具合が生じた場合、あるいは不具合が生じるおそれがある場合にシステム及びデータの修補を行う。また、本業務の目標達成に向けたシステムの改善策を立案し、実行する。

また、この作業により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類（手順書等）及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

(1) システム保守

受託者は、別添5「運用・保守時の役割分担」に定める保守作業を本市の求めに応じて実施するものとし、受託者が当該作業を行った場合は、その作業内容を記録し、本市に報告すること。また、この作業により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類（手順書等）及び構成情報を最新の状態に保つものとする。この手順については本市との協議の上、プロジェクト計画書として別途定めること。

1.2.3. 廃棄フェーズ必須要件

本システムで保有するデータを後継システムで利用可能にするためのデータ出力作業を行うこと。

併せて本システムをハウジング仮想化基盤上から論理的にデータ消去すること。

1.3. 業務の再委託

後期高齢支援システムの利用及び保守運用については、再委託してはならない。ただし、次の業務についてはあらかじめ市の承認を得ることで再委託することができる。

- ア. 現地での初期対応業務で、現場に近い場所に常駐している事業者への再委託をすることで、経費の節減や履行の円滑化を図ることができるもの
- イ. 電話受付等で、センターを持つ事業者への再委託をすることで、経費の節減や履行の円滑化を図ることができるもの
- ウ. その他、上記に類する常駐を要する経費を、他の事業者が実施する既存業務の人員に行わせることで、経費の節減や履行の円滑化を図ることができるもの

1.4. 納品物について

「西宮市後期高齢支援システムの標準準拠システム移行業務提案仕様書」6.2. で示したものを想定すること。

1.5. 契約について

- ア. 年度ごとの契約で、西宮市市議会における予算の議決が前提となる。

- イ. 支払条件は、「四半期毎払い」又は「毎翌月払い」を想定（前払いは不可）
- ウ. 契約は、本市業務委託契約書（契約約款）、情報処理関連業務委託に関する一般仕様書、個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び改めて作成する本件運用保守業務の特記仕様書により行う予定

1.6. 保守期間の法改正への対応

保守期間において、本システムの改修が必要な法改正が生じた場合は、原則としてパッケージ利用料等の中で対応することとする。ただし、次に掲げるものについては、変更契約での対応も可とする。

- ア. 国等から補助金が交付されるような案件
- イ. 新制度による業務機能追加
- ウ. 新機能開発によるオプション機能の追加（標準仕様書に規定されるオプション機能ではない。）
- エ. 標準仕様（実装必須）及びオプション仕様の追加に伴い、新たにデータ移行が必要となる対応
- オ. 本市独自運用によるカスタマイズ対応
- カ. パッケージバージョンアップ時におけるカスタマイズ部分への修正対応
- キ. 本市、兵庫県後期高齢者医療広域連合及び兵庫県の条例若しくは規則等による本市独自制度への対応
- ク. その他本市と受託者の協議により本市が必要と認めるもの